



平成 30 年 10 月 18 日  
住宅局住宅総合整備課

**全国主要都市で、新たな住宅セーフティネット制度の説明会を開催します！**  
～制度概要や取組状況等について、国土交通省と厚生労働省の担当官が説明～

昨年 10 月より施行した「新たな住宅セーフティネット制度」(※)について、各地域の取組状況等に係る説明会を 10 月 29 日より全国 9 都市で開催します。  
今後制度の活用をご検討中の方にご参考となる取組事例等を中心に説明します。

※新たな住宅セーフティネット制度

今後増加が見込まれる子育て世帯や高齢者世帯などの住宅確保要配慮者のための住宅セーフティネットの機能の強化の必要性や、空き家等の増加といった政策課題に対応するため、民間賃貸住宅や空き家等を活用した住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅の登録制度や登録された住宅の改修・入居への支援措置等を内容とする制度（平成 29 年 10 月 25 日施行）。（別紙 3 参照）

＜説明会の概要＞

- (1) 対象者 : 賃貸人（大家）、宅地建物取引業者、賃貸住宅管理業者、家賃債務保証業者、地方公共団体（住宅部局・福祉部局等）、福祉・医療・介護等に従事する方 など
- (2) 日時・場所 : 別紙 1 参照
- (3) 開催時間 : 2 時間程度（開始 30 分前に開場）
- (4) 主な内容 : 新たな住宅セーフティネット制度の概要  
新たな住宅セーフティネット制度に係る各地域の取組状況  
新たな住宅セーフティネット制度に係る国の取組状況 等
- (5) 講師 : 国土交通省・厚生労働省担当官
- (6) 参加費 : 無料
- (7) 参加方法 : 開催日前日（FAX の場合は 3 日前）までに、インターネット、FAX 又は電話により申込みが必要です。

＜参加申し込み先・問い合わせ先＞

新たな住宅セーフティネット制度に関する説明会 受付窓口

H P : <https://krs.bz/koushuu-setsumeikai/m/30safetynet>

F A X : 0 1 2 0 - 2 2 2 - 1 5 6（別紙 2 を活用ください）

電 話 : 0 1 2 0 - 2 2 2 - 0 8 1

（別添資料）

別紙 1 : 平成 30 年度「新たな住宅セーフティネット制度」の取組状況等に係る説明会  
開催日時・会場

別紙 2 : 説明会 F A X 申込書

別紙 3 : 新たな住宅セーフティネット制度の概要

＜問い合わせ先＞

国土交通省 住宅局住宅総合整備課 竹村、天艸（あまくさ）

電話:03-5253-8111（内線：39843、39845）直通:03-5253-8506 FAX: 03-5253-1628